

専攻建築士制度登録更新等審査認定基準

(目的)

第1条 登録更新等審査認定基準（以下「更新等基準」という。）は、専攻建築士制度規則（以下「専攻規則」という。）に基づき、専攻建築士の登録更新並びに再登録の審査、認定に関して必要な事項を定め、かつ、その適正な運用を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 専攻規則第10条の規定による登録更新並びに第15条の規定による再登録は、この基準の定めるところによる。

(CPD単位)

第3条 専攻規則第10条または第15条の申請者は、申請をする日の属する年から起算して5年前の1月1日から当該申請の日の属する年の前年の12月31日までの期間で、本会及び建築士会で定める継続能力開発制度においては、CPDが60単位以上、専攻規則第2条の規定により本会会長が認めた制度の場合においては、当該制度における所定のCPD単位数以上あること。

2 登録更新または再登録の申請時点で専攻建築士登録期間が10年を超える申請者で、専攻領域においてCPD単位を求める必要が無いほど十分な実務実績を有していると本会会長が認めた者は、建築士法第22条の2に定められた定期講習又は建設業法26条2項に基づく本会が実施する監理技術者講習、建築士法第22条の4第5項に定められた研修のいずれかで6単位以上のCPD単位を取得することをもって、前項の規定は適用しない。

(審査基準の適用の特例)

第4条 申請者が次に掲げる専攻領域の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの定めるとおりとする。

(1) 統括設計専攻領域

APECアーキテクトは、その登録証を以って第3条の規定を適用しない。

(2) 構造設計専攻領域

APECエンジニア（構造）は、その登録証を以って第3条の規定を適用しない。

附則

- この「登録更新審査、認定基準」は、平成19年12月14日から適用する
- 建築士会は、下記の①②に該当する登録更新の申請者について、登録更新申請に必要なCPD単位を200単位以上とすることができる。また、申請日までに200単位に満たない場合は、登録更新日までに200単位を満たすことを確約して申請することができる。
 - 当該建築士会が専攻建築士制度を開始した初年度に申請し、認定された専攻建築士であること
 - 当該建築士会が初めて行う登録更新受付に申請する専攻建築士であること
 - *この改編は、平成20年10月24日から適用する。
 - *すべての建築士を対象とした改編は、平成21年10月15日から適用する。
 - *この改編は、平成23年5月26日から適用する

附則

審査、認定に係る規定等の一部改編は、平成26年4月1日から適用する。

*この改編は、平成29年5月26日から適用する

*この改編は、令和元年9月28日から適用する

附則

再登録に関する改編は、令和5年6月1日から適用する。